

京都市告示第156号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年6月13日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
東九条10号線	南区東九条北松ノ木町44番地の3地先から 同町44番地の4地先まで	メートル 52.90	メートル 6.00 ~ 9.75

(建設局土木管理部道路明示課)